

# リハビリテーション科学部

学校推薦型選抜(一般) 小論文

**問題** 次の文章を読み、以下の設問に答えなさい。

障害者の雇用促進というテーマを扱うに当たって、「そこまでして障害者は働かなくてはならないのか？」という感想を持つ人もいるかもしれない。一方で、日本は将来にわたって労働力不足が懸念されている。国立社会保障・人口問題研究所（2006）の発表によると、2056年には15歳から65歳までの労働力として換算できる人口が総人口の5割を切ることが予想されている。これを踏まえると、障害者は労働力としても重要だといえる。

しかしそれと同時に、「働く権利」という視点にももっと注目されてよい。日本国憲法第二十七条第一項に「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う」とある。働くということは、お金を稼ぐための手段であるばかりではなく、自己実現のための重要な手段でもある。単なる居場所ではなく、学びと成長の場、社会とのつながりを得る場でもある。だからこそ、働く権利は重要なのである。さらに、権利性に基づく形で障害者の就労の場が用意されることは、障害者を取り巻く人々の生活のありようにも関わってくる。たとえば、障害者の家族の中では「親亡き後」の問題が深刻に語られる。「わたしはこの子の死を看取って、翌日に死にたい」といった声は、未だになくなっていない。この背景には、現在の社会制度の中で障害者が生きていくことの現実的な困難があり、尊厳を持って働く場が確保されていないという問題もその一部に位置づけられている。だから、障害者の働く権利を制度的に具現化することは、家族と障害者が適切な距離をとることができるようになるためにもきわめて重要である。

このことを踏まえると、今後の障害者雇用の制度設計に当たっては、働く人々の権利性に立脚し、多様性を包括できるような仕組みを構想することが求められるだろう。バリアフリーのための制度について考えるとき、わたしたちは障害者を一括りにして取り扱おうとすることが多く、またひとつの仕組みでどのような人に対しても適用できることが理想的だと考えがちである。しかし現実には、ひとつの仕組みで全ての人に対応することは難しい。ある人にとってよい仕組みが、別の人にとってはそうではないことがあるからだ。だから、画一的な制度に人々を合わせようとする発想ではなく、人々に柔軟に合わせられる制度が求められる。

出典：岡 耕平『『障害者雇用』って本当に必要なの？』

中邑賢龍、福島智 編『バリアフリー・コンフリクト 争われる身体と共生のゆくえ』2012年 東京大学出版会

**問 1** 文章から「障害者が働くことの意味」を 200 字以内に要約しなさい。

**問 2** 障害者雇用に関するあなたの考えを 800 字以内で述べなさい。